

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり			施策主管課	環境衛生課		
	施策No.	3	施策名	循環型社会の形成	重点施策		施策主管課長名	中馬 吉和		
施策関係課名		衛生施設課、下水道課								
1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針										
<p>市民、事業者と行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R(スリーアール)の推進及び不法投棄の防止など環境への負荷軽減に取り組み、循環型社会の形成を図る。</p> <p>また、一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図るとともに、ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設を含めた施設の適正な管理運営に努める。</p>										
2 施策の目的と成果把握										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民								
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
A	人口	人	見込み値	129,098	128,362	128,861	129,360	129,679	130,000	
			実績値	127,475	127,283	126,773				
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		<p>循環型社会の形成を推進する</p> <p>※環境に対する意図は循環型社会の形成＝環境負荷が少なく持続的発展が可能となる「3R」①ごみは出さない②出したごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分する</p>								
◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)										
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
A	市民一人当りのごみの排出量	g/人日	成り行き値	950	940	940	940	940	940	
			目標値	900	932	924	916	908	900	
			実績値	937	962	951				
			達成率	96%	97%	97%				
			結果	○	○	○				
B	リサイクル率	%	成り行き値	20.8	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	
			目標値	25.0	16.7	17.8	18.9	20.0	21.0	
			実績値	15.5	15.4	17.0				
			達成率	62%	92%	96%				
			結果	△	△	○				
C	リデュースに取り組んでいる市民の割合	%	成り行き値		61	60.8	61	61	61	
			目標値		64.0	68.0	72.0	76.0	80.0	
			実績値	63.4	68.5	66.9				
			達成率		107%	98%				
			結果		◎	○				
D	リユースに取り組んでいる市民の割合	%	成り行き値		69	68.7	69	69	69	
			目標値		71.0	75.0	79.0	82.0	85.0	
			実績値	70.7	71.6	73.6				
			達成率		101%	98%				
			結果		○	○				
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)					⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方					
<p>A 市民一人当りのごみの排出量</p> <p>※市又は市が処分委託するごみの処理施設に搬入されたごみの量から算出(環境省実施の廃棄物処理事業実態調査)。可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計を人口及び年間日数で除して算出</p> <p>B リサイクルされたごみの量</p> <p>※資源化量を可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計で除して算出(環境省実施の廃棄物処理事業実態調査)</p> <p>C リデュースに取り組んでいる市民の割合</p> <p>※総合計画進行管理に係る市民意識調査</p> <p>D リユースに取り組んでいる市民の割合</p> <p>※総合計画進行管理に係る市民意識調査</p>					<p>A 「市民一人当たりのごみの排出量」については、前期基本計画の目標値900g/人日を達成することが難しい状況にある。平成23年度は新燃岳噴火の影響で観光客数が落ち込んだこともありごみの排出量が減少したが、それを除くと近年では約940g/人日で推移している。今後、生ごみの水切りを徹底することなどにより、前期基本計画と同じ900g/人日を目標値とする。</p> <p>B 「リサイクル率」については、平成22年度は16.2%であり、県内の平均17.3%を下回っている状況にあることから、県の平成27年度の目標値である21.0%を目標値とする。</p> <p>C 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると60.8%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が19.2%となっていることから、3Rの普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、80%を目標値とする。</p> <p>D 「リユースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると68.7%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が17.3%となっていることから、3Rの普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、85%を目標値とする。</p>					

3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)

- 廃棄物の発生抑制、資源の再使用(リターナブルびんの活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費節減と処理施設への負荷軽減を図る必要がある。
- マイホームやアパート・マンションの新築に伴うごみステーションの設置については、既設のごみステーションの利用を促進することにより、ごみ収集運搬業務の経費節減や効率化を図る必要がある。
- 不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要がある。
- 一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、飛灰固化物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要がある。
- ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場については、周辺地域の環境保全に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要がある。

4 施策の特性・状況変化・住民意見等

① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の収集及び効率的な処理体制の確立。 ■ 廃棄物の抑制とリサイクルの推進 ■ ごみ分別・排出ルール・資源ごみリサイクルの住民への周知・徹底。(転入者、新設アパート・マンション等入居者、自治会未加入者に対するごみの適正処理の徹底。) ■ ボイ捨てや不法投棄防止に対する住民への意識高揚や啓発活動の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の発生抑制に努める。(買い物の際にはマイバックを持参し、必要以上にレジ袋をもらわない。商品を購入する際には過剰包装や不要な包装は断る。必要なものを必要な量だけ買う。) ■ 再使用に努める。(不用品についてはリサイクルショップ等を活用する。ビン類についてはリターナルびんなど再使用できるものを選ぶ。詰替式の商品を買ったり、使い捨て商品の使用を控える。) ■ 再生利用に努める。(リサイクル製品がある商品については、リサイクル製品を選ぶ。リサイクルしやすい商品を選ぶ。資源ごみの分別収集に協力する) ■ ごみの分け方・出し方を守り、ごみの適正排出に努める。

② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?

- 容器包装リサイクル法が次のような基本的方向に沿って改正され、平成19年度から施行されている。
 - ・3R推進の基本原則に基き、排出抑制と再使用を更に推進する循環型社会構築の推進。
 - ・容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストの効率化。
 - ・容器包装廃棄物の3Rの推進に係る国・自治体・事業者・国民・NPO等のすべての関係者の積極的な協働。
- これに伴い、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装を中心とする資源ごみの分別排出・分別収集・リサイクルの一層の徹底が求められる。
- 平成25年4月から小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、平成26年10月から携帯電話やデジタルカメラなど13品目を対象とした小型家電の回収事業を開始した。

③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?

- 国分・隼人地区の住民や自治会役員からアパート・マンション等入居者や自治会未加入者の一部住民のごみ出しマナーが悪いので、ごみ出しルールの周知、適正処理の徹底並びに自治会加入促進の要望があった。
- 自治会の管理するごみステーションを自治会未加入者でも使用できるようにしてほしい旨、自治会未加入者より要望があった。

5 施策の現状

① 平成26年度施策の取組方針	② 平成26年度施策の取組方針の達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ■ 3Rの推進や廃棄物の適正処理の啓発活動を行うほか、生ごみ等の堆肥化や水切りの推進を継続し、廃棄物の減量化を図る。 ■ ごみステーションの設置基準を適正に運用するほか、ごみステーションの新設については、既設のごみステーションの利用を促進することで、収集運搬コストの削減を図る。 ■ 不法投棄の防止看板や監視カメラのより効果的な設置や運用に努めるほか、関係機関・団体等と連携し、不法投棄の防止に関する啓発や投棄者への指導を行う。 ■ ごみなどを中間処理(焼却)した際に生じる飛灰の一部については、山元還元による資源の有効活用を図る。 ■ 各一般廃棄物処理施設においては、環境基準を遵守し適正な管理運営に努める。また、ごみ処理施設においては、長寿命化計画に基づき、設備の改良等に取り組み、処理コストの削減と安定的な処理能力の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出前講座の実施や敷根清掃センターの見学受入を通して、廃棄物の適正処理の啓発を行った。また、国分・隼人の一部の地区で生ごみの堆肥化モデル事業を実施したほか、小型家電の回収事業を新たに開始して、ごみの減量化及び資源の再利用に取り組んだ。 ■ ごみステーションの新設については、既設のごみステーションの活用や設置基準の適正な運用により抑制に取り組んだ。 ■ 不法投棄の防止看板や監視カメラの設置のほか、環境美化推進員や環境保全協会が環境パトロールを行ったことにより、不法投棄の未然防止が図られた。また、不法投棄を発見した場合には関係機関と連携を取るとともに、投棄者へ適切な指導を行った。 ■ ごみなどを中間処理した際に生じる飛灰について、資源の有効活用を図るためその約6割を山元還元処理を行った。 ■ 各一般廃棄物処理施設においては、大気、水質等の検査において環境基準を超過した項目もなく、概ね適正な管理運営が図られた。また、長寿命化計画については見直しを検討しているため、施設の改良等の実施には到らなかった。

③ 平成26年度施策の目標値と実績値の比較		④ 平成26年度施策の成果指標の達成状況及び要因	
目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満		A 「市民一人当たりのごみの排出量」は概ね目標を達成できた。実績値は前年度よりは減少しているものの、平成24年度と比べると増加している。その要因は、ごみ減量化に対する意識は高い状態にあることが市民意識調査からも分かっているが、その意識が実際の取組にはまだ結びついていないためと考えられる。 B 「リサイクル率」については概ね目標を達成できた。実績値も1.7ポイント向上した。その要因は、新たに小型家電の回収事業を開始したほか、飛灰の再資源化を図ったためと考えられる。 C・D 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」と「リユースに取り組んでいる市民の割合」は概ね目標を達成できた。両指標とも2年前と比較すると約3ポイント向上しており、市民の間に資源を有効活用する取組が広まってきているためと考えられる。	
平成26年度成果指標			
	目標値	実績値	達成率
A	924	951	97%
B	17.8	17.0	96%
C	68.0	66.9	98%
D	75.0	73.6	98%
E			
F			
⑤ 基本事業の目標達成度 (平成26年度目標と実績との比較)		○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成	
① リサイクル等の推進		×	⑤
② 廃棄物の適正処理の推進		×	⑥
③ 不法投棄の防止		○	⑦
④ 廃棄物処理施設の整備・管理		△	⑧

6 平成27年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)		7 平成28年度に向けた施策の課題・方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ■ リサイクル等を推進するため、平成26年度から開始した小型家電の回収事業については、より一層の啓発に努める。また、現在14品目に分別している資源ごみについては、分別品目を増やせないか検討する。 ■ 廃棄物の適正処理を推進するため、平成26年度に作成したごみ分別辞典については、市民へのより効果的な周知方法を検討する。また、収集運搬コストの抑制を図るため、既存のごみステーションの利用を促進する。 ■ 不法投棄を未然に防止するため、環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行う。また、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。 ■ 廃棄物処理施設を適切に管理運営するため、敷根清掃センターにおいては、定期的な大気や水質の測定を実施するほか、設備の改良等に取り組み、安定的な処理能力の確保を図る。また、指定管理者制度を導入している屎処理施設においても、管理業者と連携を取りながら、定期的な大気や水質の測定を行うなど、適正な管理運営に取り組む。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成27年度に実施予定のごみ質の詳細な分析結果を基に、3Rの推進に向けた効果的な取組を検討する。また、小型家電の回収事業については、より一層の周知に努めリサイクル率の向上を図る。 ■ 本市の廃棄物処理の現状やごみ質の詳細な分析結果を広報誌等で特集するほか、出前講座等を活用してごみ分別辞典の周知に努め、廃棄物の適正処理に関する市民の意識啓発に取り組む。また、収集運搬コストの抑制を図るため、既存のごみステーションの利用を促進する。 ■ 不法投棄を未然に防止するため、環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行う。また、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。 ■ 廃棄物処理施設を適切に管理運営するため、敷根清掃センターにおいては、定期的な大気や水質の測定を実施するほか、設備の改良等に取り組み、安定的な処理能力の確保を図る。また、指定管理者制度を導入している屎処理施設においても、管理業者と連携を取りながら、定期的な大気や水質の測定を行うなど、適正な管理運営に取り組む。 ■ ごみ分別辞典の冊子を作成し全戸配布する。このことで多くのごみ分別への理解及び協力が進み、廃棄物の適正処理及びリサイクル率の向上が促進される。 	

基本事業No.	2-3-1	基本事業名	リサイクル等の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-----------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

■衛生自治団体、地区自治公民館等と協力・連携して3R（廃棄物の発生抑制、資源の再使用及びリサイクル）を推進するため、分別収集活動の支援と市民への普及啓発に努める。
 ■一般家庭や事業所から出る生ごみや、し尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿汚泥・下水道汚泥の堆肥化を推進する。
 ■事業者等に対して廃棄物の削減に資する物の製造、販売等を促すなど、3Rの推進に関する啓発に努める。

②対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ	③意図	・適切に分別される ・リサイクルされる
------------	-------------------------	------------	------------------------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
					成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	
A	リサイクル率	%	市の集計	成り行き値	20.8	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3
				目標値	25.0	16.7	17.8	18.9	20.0	21.0
				実績値	15.5	15.3	17.0			
				達成率	62%	92%	96%			
				結果	△	△	○			
B	リデュースの取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値		60.8	60.8	60.8	60.8	60.8
				目標値		64.0	68.0	72.0	76.0	80.0
				実績値	63.4	68.5	66.9			
				達成率		107%	98%			
				結果		◎	○			
C	リユースに取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値		68.7	68.7	68.7	68.7	68.7
				目標値		71.0	75.0	79.0	82.0	85.0
				実績値	70.7	71.6	73.6			
				達成率		101%	98%			
				結果		○	○			

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A 「リサイクル率」については、平成22年度は16.2%であり、県内平均17.3%を下回っている状況であるため、平成27年度の県の目標値である21.0%を目指す。
 B 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると60.8%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が19.2%となっていることから、今後、3Rの普及促進により80%を目指す。
 C 「リユースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると68.7%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が17.3%となっていることから、今後、3Rの普及促進により85%を目指す。

4 平成26年度基本事業の取組方針 5 平成26年度基本事業の取組方針の達成状況

<p>■ごみの分け方・出し方に関する細かな基準を記載したごみ辞典の有効活用を検討する。また、環境保全協会、地区自治公民館と協力・連携して分別収集活動を行うなど、市民等に対して3Rの推進を図る。 ■生ごみについては水切りの徹底を推進し、ごみ排出量の削減を図る。また、し尿処理施設、下水道処理施設、市立小中学校においては、引き続き汚泥や給食残渣の堆肥化に取り組む。 ■事業系ごみの回収業者を通じて、各事業者に対して3Rの推進に関する啓発を行う。 ■小型家電リサイクルの導入について検討する。</p>	<p>■ごみ分別辞典については、情報を掲載した翌年度版のごみ出しカレンダーを作成・配布したほか、ホームページにも掲載して周知に取り組んだ。また、一部の地域では資源ごみの回収に立会う自治会の役員を対象とした研修会を開催するなど、自治会等と連携して3Rの推進に取り組んだ。 ■生ごみについては引き続き堆肥化モデル事業を実施したほか、家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業の充実を図り、ごみ減量化及びリサイクルの推進に取り組んだ。また、し尿処理施設、下水道処理施設の汚泥や、市立小中学校の給食残渣の堆肥化に取り組んだ。 ■事業活動に伴うごみを、自治会管理のごみステーションに排出した事業者に対しては是正を指導した。 ■10月から小型家電の回収事業を新たに開始して、リサイクルの推進に取り組んだ。</p>
--	--

6 平成26年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A 「リサイクル率」については概ね目標を達成できた。実績値も1.7ポイント向上した。その要因は、新たに小型家電の回収事業を開始したほか、飛灰の再資源化を図ったためと考えられる。
 B・C 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」と「リユースに取り組んでいる市民の割合」は概ね目標を達成できた。両指標とも2年前と比較すると約3ポイント向上しており、市民の間に資源を有効活用する取組が広まってきているためと考えられる。

7 平成27年度基本事業の取組方針 8 平成28年度に向けた基本事業の課題・方向性

<p>■平成26年度に作成したごみ分別辞典については、市民へのより効果的な周知方法を検討し、3Rの推進を図る。 ■生ごみのリサイクルにおいては、堆肥化モデル事業の今後のあり方について結論を出すとともに、環境保全協会と連携して生ごみ処理機の一層の普及に取り組む。 ■平成26年度から開始した小型家電の回収事業については、より一層の啓発に努めるとともに、現在14品目に分別している資源ごみについては、分別品目を増やせないか検討し、リサイクル等の推進を図る。</p>	<p>■平成27年度に実施予定のごみ質の詳細な分析結果を基に、3Rの推進に向けた効果的な取組を検討する。 ■電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業の周知に努め、生ごみのリサイクルを推進する。 ■小型家電の回収事業については、より一層の周知に努めリサイクル率の向上を図る。 ■ごみ分別辞典の冊子を全戸配布することで、適切な分別が行われ、リサイクル率の向上が図られる。</p>
--	--

基本事業No.	2-3-2	基本事業名	廃棄物の適正処理の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 分かりやすいごみ出しカレンダーの作成・配布等により、一般家庭におけるごみの分け方・出し方を周知徹底する。
- ごみステーションの設置基準を適正に運用し、家庭系ゴミの収集運搬コストの削減に努める。
- 事業者等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行い、廃棄物の発生抑制や適正なごみの収集運搬に努める。
- 災害時のごみ処理については、「霧島市地域防災計画」に基づき迅速かつ適正に行う。

②対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ	③意図	・ごみの減量化と適正排出される ・適正に収集、運搬、処理される
-----	-------------------------	-----	------------------------------------

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)			
A	ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	70.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	
				目標値	80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0		
				実績値	82.6	79.1	78.5					
				達成率	103%	98%	96%					
				結果	○	○	○					
B	家庭系ごみの排出量/人日	g/人日	市の集計	成り行き値		630	630	630	630	630	630	
				目標値		624	619	614	607	600		
				実績値	644	645	638					
				達成率		97%	97%					
				結果		○	○					
C	事業系ごみの排出量/人日	g/人日	市の集計	成り行き値		310	310	310	310	310		
				目標値		308	305	302	301	300		
				実績値	293	317	313					
				達成率		97%	97%					
				結果		○	○					

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- A ごみの排出抑制について広く啓発することにより市民意識の向上を図り、年1%の成果向上を目指し、目標値を85%とする。
- B 市民に対して3R(廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再使用(リユース)及びリサイクル)の取組を推進し、現状より約5%削減の600g/人日を目標とする。
- C 事業者に対してごみの適正な分別排出の促進に関する啓発を行い、300g/人日を目標とする。

4 平成26年度基本事業の取組方針 5 平成26年度基本事業の取組方針の達成状況

- ごみの分け方・出し方に関する細かな基準を記載したごみ辞典やごみ出しカレンダーを活用し、適正なごみ排出の周知徹底を図る。
 - ごみステーションの設置基準を適正に運用するほか、ごみステーションの新設については、既設のごみステーションの利用を促進することで、収集運搬コストの削減を図る。
 - 事業系ごみの回収業者を通じて、各事業者に対して廃棄物の適正処理に関する啓発を行う。
 - 災害時のごみ処理については、廃棄物の仮置場の把握を常に行うなど、災害発生に備える。

- ごみ分別辞典については、情報を掲載した翌年度版のごみ出しカレンダーを作成・配布したほか、ホームページにも掲載して周知に取り組んだ。
 - ごみステーションの新設については、既設のごみステーションの活用や設置基準の適正な運用により抑制に取り組んだ。
 - 事業活動に伴うごみを、自治会管理のごみステーションに排出した事業者に対しては是正を指導した。
 - 災害時の廃棄物の仮置場については、現況を把握して災害発生に備えた。

6 平成26年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- A 「ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合」は概ね目標を達成した。実績値については年度により多少の増減はあるものの8割前後で推移しており、ごみ減量化の意識は定着してきていると思われる。
- B・C 「家庭系ごみの排出量/人日」と「事業系ごみの排出量/人日」は概ね目標を達成した。実績値は前年度よりは減少しているものの、平成24年度と比べると増加している。その要因は、ごみ減量化に対する意識は高い状態にあることが市民意識調査からも分かっているが、その意識が実際の取組にはまだ結びついていないためと考えられる。

7 平成27年度基本事業の取組方針 8 平成28年度に向けた基本事業の課題・方向性

- 平成26年度に作成したごみ分別辞典については、市民へのより効果的な周知方法を検討し、適正なごみ排出の周知徹底を図る。
 - ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、既存のごみステーションの利用を促進する。
 - 災害時のごみ処理については、廃棄物の仮置場の把握を常に行うなど、災害発生に備える。

- 本市の廃棄物処理の現状やごみ質の詳細な分析結果を広報誌等で特集するほか、適正排出を推進するため、ごみ分別辞典の冊子を作成し、全戸配布することで、市民の廃棄物の排出に関する意識啓発の向上に努める。
 - ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、既存のごみステーションの利用を促進する。
 - 災害時のごみ処理については、廃棄物の仮置場の現状把握、迅速な収集運搬方法の研究など、災害発生に備える。

基本事業No.	2-3-3	基本事業名	不法投棄の防止	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<p>■不法投棄を未然に防止するため、市民や事業者に対する道義高揚・マナーアップなどの啓発活動等を行う。</p> <p>■不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置する。</p> <p>■環境美化推進員等と協力・連携しながら環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止及び不法投棄の発見・適正処理に努めるとともに、違反者に対する指導を強化する。</p>	
②対 象	市民
③意 図	不法投棄をしない

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	苦情および不法投棄等の件数	件	苦情処理簿	成り行き値	170	155	155	155	155	155
				目標値	120	150	140	130	120	110
				実績値	101	101	124			
				達成率	116%	133%	111%			
				結果	◎	◎	◎			
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

A 不法投棄の防止を呼びかける看板の設置、市民や事業者に対する道義高揚・マナーアップ等の啓発活動、環境パトロールの強化などにより、不法投棄の未然防止及び早期発見に努め、過去一番実績の良かった平成22年度並みの110件を目標とする。

4 平成26年度基本事業の取組方針 **5 平成26年度基本事業の取組方針の達成状況**

<p>■広報誌で不法投棄の防止を呼び掛けるほか、不法投棄の防止に関するポスターを作製・配布するなど、市民や事業者のマナー向上を図り、不法投棄の未然防止に努める。</p> <p>■より効果的な看板や監視カメラの設置を検討し、不法投棄の未然防止に努める。</p> <p>■環境美化推進員や関係機関とともに環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止、早期発見に努める。また、投棄者が判明した場合には投棄者への指導を徹底する。</p>	<p>■河川や海岸線への不法投棄の防止を呼びかけるポスターやパンフレット、懸垂幕を作成して、市民や事業者のマナー向上を図った。</p> <p>■不法投棄が多い場所に啓発看板や監視カメラを設置して、不法投棄の未然防止に取り組んだ。</p> <p>■環境美化推進員や環境保全協会と共に不法投棄の未然防止や発見のための環境パトロールを行った。また、不法投棄を発見した場合には関係機関と連携を取るとともに、投棄者への適切な指導を行った。</p>
--	--

6 平成26年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

A 「苦情および不法投棄等の件数」は目標を達成した。その要因は、不法投棄防止看板の設置や環境パトロールの実施が、市民の意識啓発や(不法)ごみを捨てにくい環境の創出に結びついているためと考えられる。

7 平成27年度基本事業の取組方針 **8 平成28年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<p>■11月の不法投棄防止月間に合わせて、広報誌で不法投棄の防止を呼び掛けるほか、本庁舎や各総合支所に不法投棄に関する懸垂幕を設置し、市民や事業者のマナー向上を図る。</p> <p>■特に不法投棄の多い場所への看板や監視カメラの増設を検討し、不法投棄の未然防止に努める。</p> <p>■環境美化推進員や環境保全協会と共に不法投棄の未然防止や早期発見のための環境パトロールを行う。また、不法投棄を発見した場合には関係機関と連携を取るとともに、投棄者へ適切な指導を行う。</p>	<p>■11月の不法投棄防止月間に合わせて、広報誌で不法投棄の防止を呼び掛けるほか、本庁舎や各総合支所に不法投棄に関する懸垂幕を設置し、市民や事業者のマナー向上を図る。</p> <p>■特に不法投棄の多い場所への看板や監視カメラの増設を検討し、不法投棄の未然防止に努める。</p> <p>■環境美化推進員や環境保全協会と共に不法投棄の未然防止や早期発見のための環境パトロールを行う。また、不法投棄を発見した場合には関係機関と連携を取るとともに、投棄者へ適切な指導を行う。</p>
---	---

基本事業No.	2-3-4	基本事業名	廃棄物処理施設の整備・管理	基本事業 主担当課	衛生施設課
---------	-------	-------	---------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、飛灰固化物の適正かつ安定的な処理体制を構築する。
- ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設の適正な維持管理と安定的な処理能力の確保に努める。
- ごみ処理施設の設備等の改良による長寿命化と低コスト化に取り組み、処理コストの削減に努める。

②対象	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 ・一般廃棄物処理施設 	③意図	<ul style="list-style-type: none"> ・市域内で処理できる体制が整う ・適切に維持・管理される ※安いコストで基準を遵守しながら処理能力を安定的に確保すること
------------	--	------------	--

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)	
A	一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率	%	施設の管理委託先の調査	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				実績値	100.0	100.0	100.0			
				達成率	100%	100%	100%			
				結果	○	○	○			
B	1t当たりの一般廃棄物処理コスト (建設改良費を除く)	千円/ t	廃棄物処理事業実態調査 (環境省)	成り行き値	12.0	18.9	19.0	19.2	19.2	19.3
				目標値	11.0	18.6	18.6	18.4	18.2	18.0
				実績値	17.0	16.8	17.7			
				達成率	45%	110%	105%			
				結果	△	◎	◎			
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

- A 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理に努め、今後も環境基準遵守率100%を目標とする。
 B 長寿命化計画に基づく基幹改良により最新の省エネ機器や設備等を導入し、コスト削減を図り、目標値を18千円/tとする。

4 平成26年度基本事業の取組方針 **5 平成26年度基本事業の取組方針の達成状況**

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■敷根最終処分場については適切な管理を行い、廃止に向けた手続きを継続する。 ■各一般廃棄物処理施設については、適切な維持管理を行い環境基準を遵守するとともに、安定的な処理能力の確保に努める。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な運営を行う。 ■ごみ処理施設の長寿命化計画に基づき、設備の改良等に取り組み、処理コストの削減と安定的な処理能力の確保を図る。 ■ごみなどを中間処理(焼却)した際に生じる飛灰の一部については、山元還元による資源の有効活用を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ■敷根最終処分場の廃止に向けて、定期的に地中のガスや温度の測定を行い、異常がないことを確認した。 ■各一般廃棄物処理施設においては、指定管理者や運転委託業者と連携を取りながら適切な管理運営に努めた結果、事故もなく、また、大気や水質等の検査においても環境基準を超過した項目はなかった。 ■長寿命化計画については見直しを検討しているため、施設の改良等の実施には到らなかったが、ごみ処理施設・設備の適切な点検や修繕に取り組み、安定的な処理能力の確保を図った。 ■ごみなどを中間処理した際に生じる飛灰について、資源の有効活用を図るためその約6割を山元還元処理を行った。 |
|--|---|

6 平成26年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

- A 「一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率」は目標を達成することができた。その要因は、各一般廃棄物処理施設では周辺の生活環境や自然環境に影響を与えることがないように、指定管理者や運転委託業者とも連携を取りながら適切な維持管理に努めているためと思われる。
 B 「1t当たりの一般廃棄物処理コスト」は目標を達成することができた。その要因は、牧園横川地区し尿処理場及び南部し尿処理場に指定管理者制度を導入しているほか、ごみ処理施設においては定期点検を実施し修繕箇所の把握に努めるなど、適切かつ効率的な管理運営に取り組んでいるためと思われる。

7 平成27年度基本事業の取組方針 **8 平成28年度に向けた基本事業の課題・方向性**

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■敷根最終処分場については適切な管理を行い、廃止に向けた手続きを継続する。 ■各一般廃棄物処理施設については、適切な維持管理を行い環境基準を遵守するとともに、安定的な処理能力の確保に努める。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な運営を行う。 ■ごみ処理施設においては、安定的な処理能力の確保を図るため設備の改良等に取り組む。また、長期的な施設の維持管理に向けて、その方策を検討する。 ■ごみなどを中間処理(焼却)した際に生じる飛灰については、一般廃棄物管理型最終処分場で適切に管理するほか、一部については山元還元による資源の有効活用を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ■敷根最終処分場については適切な管理を行い、廃止に向けた手続きを継続する。 ■各一般廃棄物処理施設については、適切な維持管理を行い環境基準を遵守するとともに、安定的な処理能力の確保に努める。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な運営を行う。 ■ごみ処理施設においては、安定的な処理能力の確保を図るため設備の改良等に取り組む。また、長期的な施設の維持管理に向けて、その方策を引き続き検討する。 ■ごみなどを中間処理(焼却)した際に生じる飛灰については、一般廃棄物管理型最終処分場で適切に管理するほか、一部については山元還元による資源の有効活用を図る。 |
|---|---|